

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和8年3月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500263号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500119号

## 第1 結論

請求者のA社における令和3年5月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年5月から同年8月までの各月の標準報酬月額は30万円を32万円とする。

令和3年5月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年5月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年5月1日から同年9月1日まで

A社における請求期間の給与において、残業代が支払われていなかったことから、令和5年5月分の給与で精算されたが、請求期間の報酬月額の変更により標準報酬月額に変更が生じるはずであることから、調査の上、請求期間の標準報酬月額を正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与明細書、未払賃金に関する合意書、お給与推移表、タイムカード、勤怠表、未払い残業代集計報告表及び源泉徴収簿兼賃金台帳並びにB市税事務所から提出された課税資料により、請求者が、請求期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により令和5年5月分の給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、令和3年5月から同年8月までの各月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出は行っていない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500599号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500120号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年9月21日から同年12月1日まで

私は、A社において、昭和59年9月21日から製造スタッフの正社員として勤務し、請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録を見ると、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、A社において、昭和59年10月21日に被保険者資格を取得し、同年12月29日に離職していることが確認できる。

しかしながら、A社及び同社の担当者は、請求者の請求期間における勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、資料の保管はなく不明である旨回答及び陳述している。

また、オンライン記録により、A社において、請求者の請求年度である昭和59年に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の元従業員に照会したものの、請求者を知ると回答した者はおらず、回答のあった者のうち一人は、当時、同社において、入社と同時に厚生年金保険に加入しない取扱いがあった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係るA社における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。